【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

 【提出日】
 平成30年4月16日

 【会社名】
 極東証券株式会社

【英訳名】KYOKUTO SECURITIES CO., LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 菊池 一広

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号

 【電話番号】
 03(3667)9171(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役専務執行役員 茅沼 俊三

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号

【電話番号】 03(3667)9171(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 茅沼 俊三

【縦覧に供する場所】 極東証券株式会社 平塚支店

(神奈川県平塚市宝町3番1号) 極東証券株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番3号)

極東証券株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社はタカタ株式会社が発行した社債を保有しておりましたが、同社は、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを東京地方裁判所に行いました。これに伴い、同社に対する債権について取立不能が生じましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 取立不能

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

名称: タカタ株式会社

住所 : 東京都港区赤坂二丁目12番31号

代表者の氏名 : 代表取締役 高田 重久

資本金: 418億62百万円

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成29年6月26日に東京地方裁判所に民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを行っております。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

社債 :額面37億円(平成29年3月31日現在連結貸借対照表計上額:23億6百万円)

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

平成30年3月期の決算において、20億47百万円の損失を計上しております。なお、平成30年4月1日以後の事業 に及ぼす影響は軽微であります。

- 2.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象
 - (1) 当該事象の発生年月日

平成29年6月26日~平成30年3月31日

(2) 当該事象の内容

当社が保有するタカタ株式会社が発行した社債において、平成30年3月期に評価損が発生し、損失を計上しておりましたが、この度、連結会計年度末が到来したことに伴い、平成30年3月期の評価損を含む当該事象の損失が確定いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の連結及び個別決算において、営業収益のトレーディング損益 20億47百万円を計上しております。なお、平成30年4月1日以後の連結及び個別決算損益に与える影響額は軽微であります。

以 上